

<参考資料>

規制の事前評価に係る諸外国の最新の動き及び研究

本調査研究では、既存の調査研究に対する蓄積に対して追加すべき諸外国の最新の動きとして以下を特定した。以下ではそれぞれの概要について示す。

図表 規制の事前評価に係る諸外国の最新の動き

国・機関	資料名	年月
1. OECD による最新の報告書	「規制影響分析——貫した政策のためのツール」 <i>Regulatory Impact Analysis - A Tool for Policy Coherence</i>	2009/9
	「規制影響分析（RIA）の制度枠組みの前進：政策策定者のためのガイダンス」 <i>Building on Institutional Framework for Regulatory Impact Analysis (RIA) : Guidance for Policy Makers</i>	2008
2. EU の最新のガイドライン	「影響評価ガイドライン」 <i>Impact Assessment Guidelines</i>	2009
	「影響評価ガイドライン添付資料」 <i>Annexes to Impact Assessment Guidelines</i>	2009
	「影響評価ツール」 <i>IA TOOLS</i>	—
3. カナダの規制改革と最新のガイドライン	「カナダの費用便益分析ガイド：規制提案」 <i>Canadian Cost-Benefit Analysis Guide: Regulatory Proposals</i>	2007
	「政府アクションのための評価、選択、実行ツール」 <i>Assessing, Selecting, and Implementing Instruments for Government Action</i>	2007
	「効果的なコンサルテーションのためのガイドライン」 <i>Guidelines for Effective Regulatory Consultations</i>	2007
	「規制に関する国際義務と協力に関するガイドライン」 <i>Guidelines on International Regulatory Obligations and Cooperation</i>	2007
4. 米国における規制の事前評価制度の見直し状況	(該当なし)	—

1. OECD による最新の報告書

(1) 規制影響分析—一貫した政策のためのツール

Regulatory Impact Analysis - A Tool for Policy Coherence

2009年9月

①背景・目的

OECD では、1997 年に「規制影響分析：OECD 加盟国におけるベストプラクティス（Regulatory Impact Analysis: Best Practice in OECD Countries）」を発行して以降も、RIA に関する方法論や加盟国の経験等の研究を行ってきた。本報告書はこのような OECD の研究蓄積に基づいており、RIA の改善に対して実践的で価値の高いガイダンスを提供し、規制の質を高めることによって経済的厚生の上昇を図ることを目的としている。

②構成

本報告書の構成及び各章の概要は以下のとおりである。

図表 構成及び概要

章	概要
第1章 規制影響分析：一貫した政策のためのツール	RIA のパフォーマンスに影響を与える要因について示し、本報告書のほかの章を参照しながら改善の方策について述べている。
第2章 規制影響分析の質の決定要因	OECD 加盟国の経験に基づき、RIA の質に影響する要因について挙げている。具体的には、RIA の手順及び方法論の設計、正式な権限及び政治的支援の水準、政府における RIA の品質保証及び監視メカニズムについて挙げている。
第3章 規制影響分析の方法論的枠組み：評価、リスク及び費用便益分析	RIA 担当者向けのガイドラインに関する調査に基づき、RIA の方法論における主要要素について述べている。
第4章 競争評価の規制影響分析への統合	「OECD 競争評価ツールキット（2007）」に基づき、規制アプローチの中で競争評価をどのように実施するかについて示している。
第5章 コーポレート・ガバナンスに関する政策策定への規制影響分析の適用	証拠に基づく政策策定を強化するために、財務関連の規制担当者によるコーポレート・ガバナンスに関する規制において、RIA がどのように利用されているかについて述べている。

③費用便益分析に関する記述の概要

第3章では、費用便益分析に係る各国ガイドラインの比較に基づき、採用されている分析手法や考え方の全体的な傾向・差異、国ごとの差異の背景にある概念上の相違点、記述の濃淡等について示されている。分析要素に関して、特定のガイドラインにはどのように記述されているかについても示されている。

主にレビューしたガイドラインは以下の国のものであるが、適宜他国のガイドラインも参照している。

- 米国
- カナダ
- 英国
- 豪州
- ニュージーランド
- アイルランド
- (豪州・ヴィクトリア州または EU)

以下では、規制影響分析に関連する部分を中心に項目ごとの記載概要について示す。

(A) 政府介入の正当化に関する質問 (Threshold questions)

OECD 規制の導入が正当化されるかどうかに関して、その基準に関する質問（市場の失敗、規制の失敗、受け入れ難い危害又はリスクの有無）について RIA ガイドラインに記述することが望ましいとしている。ここでは、各国ガイドラインにおける掲載状況について示しており、豪州のガイドラインはベスト・プラクティスの1つだとしている。

(B) 基本的な方法論的要求事項 (Basic methodological requirements)

ここでは、費用便益分析に係る全体的な傾向について述べている。具体的には以下のとおり。

- OECD (2002) *From Interventionism to Regulatory Governance: OECD Reviews of Regulatory Reform - Regulatory Policies in OECD Countries* では以下のように述べている。

RIA 制度においては、費用便益原則をすべての規制に関する意思決定に用いるべきであるが、採用される分析の形式は実行可能性と費用に関する現実的な判断に基づくべきである。

- 現在では、RIA 制度を持っている OECD 加盟国の大半において、少なくとも公式なものとしては、費用便益分析を採用している。本報告書での主なレビューの対象とした7つのガイドラインすべてにおいて、費用便益分析は RIA の実施に際しての望ましい分析手法とされていた。

- しかし、実際には、ほとんどの国においてすべての便益及び費用を金銭価値化することはできていない。これは主にデータや分析上の制約によるものである。
- この結果、金銭価値化された影響と金銭価値化されていない影響を洗練された方法で統合する「ソフト費用便益分析 (soft benefit-cost analysis)」という概念に関する議論が高まっている。
- OECD では、費用便益分析が望ましい分析方法であるというスタンスではあるが、すべての金銭価値化が困難であることから、その一部を補うものとして損益分岐点分析、費用効果分析、多基準分析について紹介している。

(C) 費用便益分析の分析要素 (BCA methodological elements)

- 全体として、費用便益分析は広く採用されている手法であるにもかかわらず、国ごとに大きな相違点がみられる。主な理由は以下の3点である。
 - 費用便益分析を規制影響分析に用いる場合に、特定の領域（例：割引率や受入れ可能なリスク）はまだ発展途上である。
 - RIA のガイドラインにおける費用便益分析に関する説明は、受け入れやすいものを作成しようとする意図が働くためか比較のおおざっぱで、より権威ある他の研究成果を参照していない。また、詳細な費用分析ガイドラインとして正式に認められたものが存在しない。
 - 方法論の相違は、国による選好や価値の相違を反映している。
- 各分析要素に関する記述内容を以下に示す。

図表 分析要素ごとの記述概要

分析要素	概要
(非市場的) 影響の金銭価値化手法	<p>RIA のガイドラインを作成する上では、影響の金銭価値化手法の範囲（種類）を示し、十分な情報を提供する必要がある。RIA に使用可能な手法には主に以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮想評価法 ✓ 選択モデル <ul style="list-style-type: none"> 顕示選好法 ✓ トラベルコスト法 ✓ ヘドニック法 ✓ 防衛的支出 (defensive expenditure) <p>各国の RIA ガイドライン自体で金銭価値化手法に関する十分な情報が含まれているものは比較的少ないが、費用便益分析に関するガイドラインを出している国では、比較的詳細な情報を提供している。国別の状況としては以下のとおり。</p>

分析要素	概要																														
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 英国：金銭価値化手法の種類は示しているが、それぞれの詳細情報はなし。 ✓ 豪州：「費用便益分析ハンドブック」で詳細な情報を提供しているが、追加的な参考資料の位置付け。 ✓ 米国：顕示選好法、表明評価法、便益移転法の 3 つのカテゴリーに分けて、比較的詳細な情報を提供。 ✓ ニュージーランド：添付資料の 1 ページに分析手法の種類と概要を示している。 ✓ EU：非市場的影響の金銭価値化手法に関する項目を設け、顕示選好法と表明選好法の基本的な区別について示している。 <p>結論として、影響の定量化・金銭価値化を図る上では、RIA ガイドラインにおいて利用可能な金銭価値化手法が複数あることを示す方が利用者の役に立つ。また、これらの手法を利用することによって何が期待されるかを示し、分析担当者がなぜ特定の手法を選択したのかの理由を RIA 文書に示すことが望ましいことをガイドラインに示すべきである。</p>																														
割引率	<p>OECD 加盟国で利用されている割引率には大きな差異がある。推奨されている割引率及びその背景にある概念それぞれについて開きが見られる。各国で規定又は推奨されている割引率は以下のとおり（◎は規定、それ以外は推奨を意味する。）。</p> <table border="1" data-bbox="507 1285 1366 1541"> <thead> <tr> <th>フランス</th> <th>デンマーク</th> <th>アイルランド</th> <th>EU</th> <th>ノルウェー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎4% (実質)</td> <td>◎6% (実質)</td> <td>政府の借入費用に相当</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>2008 年以前は◎5%</td> <td></td> <td>2005 年以前はベース・レート 5%</td> <td></td> <td>全体的なリスク (systemic risk) 大であればより高率</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="507 1592 1366 1877"> <thead> <tr> <th>米国</th> <th>豪州</th> <th>豪州 (ヴィクトリア州)</th> <th>カナダ</th> <th>ニュージーランド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7% (実質)</td> <td>7%</td> <td>10 年物国債の利率</td> <td>社会的割引率 10% (実質)</td> <td>目的ごとに異なるアプローチを採用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感度分析で 3%と 11% を使用</td> <td>過去は 5%</td> <td>感度分析で 5%と 10% を使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>規制の期間が長期にわたる場合に適用される割引率についても国に</p>	フランス	デンマーク	アイルランド	EU	ノルウェー	◎4% (実質)	◎6% (実質)	政府の借入費用に相当	4%	4%	2008 年以前は◎5%		2005 年以前はベース・レート 5%		全体的なリスク (systemic risk) 大であればより高率	米国	豪州	豪州 (ヴィクトリア州)	カナダ	ニュージーランド	7% (実質)	7%	10 年物国債の利率	社会的割引率 10% (実質)	目的ごとに異なるアプローチを採用		感度分析で 3%と 11% を使用	過去は 5%	感度分析で 5%と 10% を使用	
フランス	デンマーク	アイルランド	EU	ノルウェー																											
◎4% (実質)	◎6% (実質)	政府の借入費用に相当	4%	4%																											
2008 年以前は◎5%		2005 年以前はベース・レート 5%		全体的なリスク (systemic risk) 大であればより高率																											
米国	豪州	豪州 (ヴィクトリア州)	カナダ	ニュージーランド																											
7% (実質)	7%	10 年物国債の利率	社会的割引率 10% (実質)	目的ごとに異なるアプローチを採用																											
	感度分析で 3%と 11% を使用	過去は 5%	感度分析で 5%と 10% を使用																												

分析要素	概要												
	<p>よって相違がある。</p> <p>割引率の背景には、時間選好の社会的比率（social rate of time preference）と資本の機会費用（opportunity cost of capital）の2つの異なる概念がある。規定又は推奨している割引率に関して、このような概念的理を示していないガイドラインも見られた。また、国によっていずれを採用するかに対する考え方が異なる。</p>												
統計的生命価値の算定	<p>レビューの対象となったガイドラインの大半は、統計的生命価値（Value of Statistical Lives: VSL）を用いることは望ましいというスタンスをとっている。しかし、実際に統計的生命価値の利用を推奨しているのはEUのガイダンスのみである。他の国では、特定の統計的生命価値を参照しているが、RIAに用いることを推奨はしていない。</p> <table border="1" data-bbox="507 869 1364 1357"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 869 703 920">国・地域</th> <th data-bbox="703 869 1364 920">参照（EUは推奨）している統計的生命価値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 920 703 1016">カナダ</td> <td data-bbox="703 920 1364 1016">関連文献における統計的生命価値は100万-1000万カナダドルの範囲であることを示している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1016 703 1068">米国</td> <td data-bbox="703 1016 1364 1068">カナダと同様の記述。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1068 703 1164">ニュージーランド</td> <td data-bbox="703 1068 1364 1164">運輸セクターでは、統計的生命価値が200万ニュージーランドドルであることを注記に記述。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1164 703 1308">英国</td> <td data-bbox="703 1164 1364 1308">道路交通における死亡事故の防止の価値を11億4,500万ポンドと推計している運輸省（Department of Transport）の推計を注記。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1308 703 1357">EU</td> <td data-bbox="703 1308 1364 1357">100万ユーロを推奨。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガイドラインで統計的生命価値に関する明確な規定を示すことは、RIA及び費用便益分析のガイドラインの改善において最も優先順位の高い領域である。</p>	国・地域	参照（EUは推奨）している統計的生命価値	カナダ	関連文献における統計的生命価値は100万-1000万カナダドルの範囲であることを示している。	米国	カナダと同様の記述。	ニュージーランド	運輸セクターでは、統計的生命価値が200万ニュージーランドドルであることを注記に記述。	英国	道路交通における死亡事故の防止の価値を11億4,500万ポンドと推計している運輸省（Department of Transport）の推計を注記。	EU	100万ユーロを推奨。
国・地域	参照（EUは推奨）している統計的生命価値												
カナダ	関連文献における統計的生命価値は100万-1000万カナダドルの範囲であることを示している。												
米国	カナダと同様の記述。												
ニュージーランド	運輸セクターでは、統計的生命価値が200万ニュージーランドドルであることを注記に記述。												
英国	道路交通における死亡事故の防止の価値を11億4,500万ポンドと推計している運輸省（Department of Transport）の推計を注記。												
EU	100万ユーロを推奨。												
推奨案の決定方法	<p>ほとんどのRIAガイドラインでは、推奨案の決定方法について述べられているものの、特定の方法を使うことを明確に規定しているものは少ない。決定方法には以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 正味現在価値（Net Present Value: NPV） ✓ 便益・費用比（Benefit-cost Ratio） ✓ 内部収益率（Internal Rate of Return） <p>感度分析を実施しつつ、NPVと便益・費用比をすべての代替案について示すことが適切な対処方法なのではないか。</p>												
感度分析	本報告書で主にレビューした7つのガイドラインすべてで感度分析												

分析要素	概要
	<p>に関する記述がなれていた。しかし、ほとんどの場合、その中身は極めて簡易なレベルにとどまっている。ガイドラインにおいて、感度分析に関する以下の 2 点について言及することは有効であるかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感度分析を行うための適切な変数をどのように選ぶか：不確実性を伴い、NPV に影響を与えるような変数のリストを示す。 ✓ 感度分析を行うためにどのようにして適切な値を選ぶか：確率変数や考慮すべき結果の観点から、適切な値の選択に関するガイダンスを示す。
価格の調整	<p>いくつかの専門家向け費用便益分析ガイドラインでは、歪みを考慮して市場価格に調整を加えることに言及している。この問題は極めて技術的であるため、細かな説明を加えることを一般的な RIA 担当者向けのガイドラインに含めることは現実的ではないが、少なくともこのような問題があることは記述した上で、詳細な説明に関する参照を加えるべきである。</p>
マクロ経済への影響の評価	<p>OECD (2006) <i>Determinants of Quality in Regulatory Impact Analysis</i> が示すように、アイルランド、EU、豪州の RIA ガイドラインでは雇用や GDP、イノベーション、貧困、その他のマクロ経済的影響の評価を求めている。このような分析を行うためには多くの資源が必要で、分析コストも高くなり、データや分析上の制約もあることから、RIA のガイドラインにおいて義務化すべきではない。</p>
行政費用の算定	<p>本調査で主にレビューしたガイドラインのうち、標準的費用モデル (SCM) を要求していたのは豪州のもののみであった。これは、欧州の 22 か国が標準的費用モデルの策定を行っている SCM ネットワークに加盟していることを考えると驚くべきことである。この理由は、おそらく標準的費用モデルが開発・普及されたのは比較的最近であることと、推計が複雑で、いくつかの国ではまだ実験段階であることであろう。</p>

(D) 特定の部分分析の役割 (The role of specific partial analyses)

部分的な影響の評価を RIA に含める傾向が出てきている。本報告書でレビューしたガイドラインにおいて分析を要求されている部分的な影響を以下に示す。

	競争	貿易	中小企業	行政費用	環境	地域	ジェンダーの平等	住民人口又は民族的影響
豪州	○	○	○	○	○			
ベルギー				○	○		○	
カナダ					○	○		
EU				○		○	○	○
アイルランド	○				○		○	
ニュージーランド				○				○
ノルウェー			○	○	○	○	○	
英国	○		○			○	○	○
米国			○					
豪州(ヴィクトリア州)	○		○	○				

部分的分析が出てきている背景には、費用便益分析が分配上の問題に関しては十分な役割を果たしていないという認識があるためであろう。しかし、部分的分析が要求されることによって、同時に実施される一般的な RIA の一貫性及び焦点が損なわれる可能性がある（一般的な RIA も同時に実施される場合）。また、これにより複雑性が増し、RIA 文書による政策決定者とのコミュニケーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。分配問題に関しては、RIA の中で分配問題に関して特に重要であるグループについてガイドラインの中で十分に議論すること、又は、これと併せて RIA の品質保証を担当する部門が分配に関する潜在的な問題について検討し、影響が大きいと考える個別規制については RIA の中でそのことを明記するよう要求する方法が考えられる。

(E) リスク分析 (Risk assessment)

リスク分析に関する以下のようなより専門的な事項について述べている。

- 主観的リスク対客観的リスク
- リスク規則（リスク選好、予防原則）

④競争評価に関する記述の概要

RIA の担当者が、競争評価を RIA の一要素として実施する上で必要な概念について示すことを目的として、競争評価チェックリストの各項目の説明を行っている。また、競争評価の実施タイミング、レビュー、実施のための資源について述べている。

(2) 規制の事前評価（RIA）の制度枠組みの前進：政策策定者のためのガイダンス
Building on Institutional Framework for Regulatory Impact Analysis (RIA) : Guidance for Policy Makers

2008

<http://www.oecd.org/dataoecd/44/15/40984990.pdf>

①背景・目的

- 近年、新興国・開発途上国においても RIA 制度の採用がみられる。
- RIA の発展を受け、本報告書では 24 か国のカントリー・レビューを含む OECD の調査研究や他の文献に基づき、RIA の制度的枠組みについて述べるものである。

②構成

本報告書の主な構成及び各章の概要は以下のとおり。

章	概要
第 1 章 導入	本報告書の背景や構成について述べている。
第 2 章 RIA とは何か？	RIA の概念について説明している。規制に関する意思決定のチェックリストや RIA のプロセスについて述べている。
第 3 章 RIA の可能性の評価	RIA を導入するメリットや課題について述べている。また、RIA を意思決定プロセスに組み込むことについて、法律的・実務的観点から議論している。
第 4 章 RIA 導入の前提条件	RIA 制度を導入するに当たっての前提条件について述べている。
第 5 章 RIA 枠組みの設計	RIA に関する制度的枠組みの構築について述べている。また、データ収集やパブリック・コンサルテーション等の方法論についても触れている。
第 6 章 RIA 実施の準備	RIA の品質を保証する上で重要な要素である担当者の研修や技術的ガイドライン、ステークホルダーとのコミュニケーションについて説明している。
第 7 章 まとめ	本報告書のまとめとして RIA について概観し、RIA の実施は長期的な取組であることを述べている。

2. EU の最新のガイドライン

EU の従前の制度・ガイドラインについては、「諸外国における RIA の質の向上のための機能に関する調査研究」（平成 19 年 3 月）に示している。2009 年の主な改正内容は以下のとおり。

変更点	概要
規制分析委員会（IAB）の設置（2006 年）の反映	<p>＜規制分析委員会からの助言＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 担当者は、規制案の分析の方法や深さについて規制分析委員会から助言を求めるべきである。 <p>＜品質保証＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規制影響評価（IA）担当者は、部門間コンサルテーション（inter-service consultation）開始の少なくとも 4 週間前に規制影響評価書の草案について規制分析委員会と議論しなければならない。 • 規制分析委員会は、コンサルテーション開始前に草案に対して必ず意見を示さなければならない。
追加事項①： 市場の失敗、規制の失敗	<p>IA の実施に際して、問題の特性や規模について証拠に基づき示さなくてはならないとし、政府介入の根拠として市場の失敗及び規制の失敗を挙げている（添付資料 6 で詳細及び事例を提示）。</p> <p>＜市場の失敗＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市場価格が社会に対する実際の費用や便益を反映していない（「外部性」）。 • 公共財の供給不足 • 競争が欠如している、あるいは弱い（市場の力の乱用も含む）。 • 市場の欠如あるいは不完全性 • 不完全情報や意思決定者（消費者や公的権限）が情報にアクセスできないといった情報の失敗で、規制の失敗以外の理由によるもの <p>＜規制の失敗＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 財産権/法律枠組みの定義が不適切 • 対象及び目標の定義が不十分 • 意図しない政府介入

変更点	概要
	<ul style="list-style-type: none"> 規制による公的権限の獲得 (Regulatory capture of public authorities) 実施・執行の失敗
追加事項②： リスク分析	<p>重大な負の影響に関する不確実性（リスク）を伴う問題に関する IA には、リスク分析を含める必要がある。このようなリスクによる損害・死亡（fatalities）の回避が困難で、規模が不明確の場合には、科学的な専門知識に基づく正式なリスク分析を実施しなければならない。</p> <p><リスク分析が必要となる場合> リスク分析が必要となる場合として以下を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 負の影響が起こる可能性がゼロでない、かつ、 誰が（最も）影響を受けるのか不明、かつ、 特定のグループ（個人、企業、地域、分野）に対する影響が非常に深刻（死亡、疾病）で避け難い。 <p><リスク分析の実施方法> リスク分析の方法として、3 ステップで説明している。</p>
追加事項③： ベースライン・シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 問題の定義には、代替案の比較の基準として明確なベースライン・シナリオを含めなければならない。 ベースライン・シナリオの目的は、追加的な政府介入がない場合に、現在の状況がどのように展開するかを示すことである。 ベースライン・シナリオは、国や EU の政策が既に実施されているかどうか依存する。 (例：EU の政策がない場合、「EU の政策なし」がベースラインとなる。これには、法律は可決しているが執行されていない場合も含む。) 「政策変更なし」のシナリオを策定する場合には、EU の介入以外にも幅広い要素について考慮しなければならない。 (例：加盟国の政策・規制)
追加事項④： コンサルテーションの 手法、実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 責任者の委員（Commissioner）が、規制が必要であると結論付けた場合、規制案は IA 報告書及び規制分析委員会の意見とともに部門間コンサルテーションに付される。 部門間コンサルテーションのコメントは IA に反映しなければ

変更点	概要
	<p>ばならない。また、目的、結論、意見に重大な変更がある場合には、IA 報告書を規制分析委員会に再提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> IA 担当者は、部門間コンサルテーションの後に、2 種類の IA 報告書を委員グループ（College of Commissioners）に提出しなければならない。1 つは草案であり、もう 1 つは規制分析委員会の意見である。

資料) European Commission (2009) Impact Assessment Guidelines

3. カナダの規制改革と最新のガイドライン

(1) 制度改革

カナダでは、2006年の政権交代後、保守党新政権が Advantage Canada: Building a Strong Economy for Canadians という長期経済計画を策定した。この長期経済計画では、10年以内に政府の純債務をなくすことと、すべてのカナダ人を対象とした減税を行うという目標を打ち出している。

これを受けて、長期経済計画の目標達成のため、2007年予算において以下の3つのイニシアティブを発表している。

- ・ 業績に基づく規制システムの構築
- ・ 書類作成負荷を20%削減
- ・ 大規模国家資源プロジェクトのレビューの合理化

また、これに関連して、規制合理化のための内閣指令（Cabinet Directive on Streamlining Regulation：CDSR）が2007年4月1日より施行された。同内閣指令は、2年間にわたる関係機関や様々なステークホルダーとの協議を経て策定されたものであり、1999年の政府規制方針（Government of Canada Regulatory Policy）を置き換えるものである。具体的には、より包括的な規制マネジメントのアプローチをとり、規制の策定、実施、評価及びレビューに関し、特定の要求事項を設定している。

(2) 最新のガイドライン

①規制影響評価書の要求事項

規制影響評価書（Regulatory Impact Analysis Statement：RIAS）は、上記3つのイニシアティブのうち最初の実現するためのものという位置付けである。新RIASは、2008年4月1日より、新規制提案すべてに適用される。

旧RIAS（1999）との要求事項の変更点については次ページのとおり。

図表 RIAS の要求事項の新旧比較

	旧 RIAS		新 RIAS	
	低	中・高	低	中・高
概要				○
課題			○	○
目標			○	○
説明	○	○	○	○
規制及び非規制代替案	○	○	○	○
便益及び費用		○		○
根拠			○	○
コンサルテーション	○	○	○	○
実施、執行&サービス基準		○	○ (必要な場合)	○
業績の分析及び評価				○
契約	○	○	○	○

資料) The Board of Canada Secretariat (2008) *The Regulatory Impact Analysis Statement (RIAS) in Canada*

注) 「○」は、記載が必要であることを示す。

②ガイドライン

2007年4月1日施行の規制合理化のための内閣指令（Cabinet Directive on Streamlining Regulation）を受けて、以下のガイドラインが公表されている。次ページ以降では、各ガイドラインについて概説する。

- (A) 「カナダの費用便益分析ガイド：規制提案」（2007）
- (B) 「政府アクションのための評価、選択、実行ツール」（2007）
- (C) 「効果的なコンサルテーションのためのガイドライン」（2007）
- (D) 「規制に関する国際義務と協力に関するガイドライン」（2007）

(A) カナダの費用便益分析ガイド：規制提案

Canadian Cost-Benefit Analysis Guide: Regulatory Proposals

2007 年

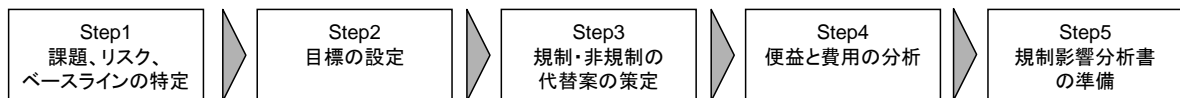
a) 目的

本ガイドラインの目的は、規制合理化のための内閣指令の要求事項に沿って、各省庁が規制に関する意思決定のために費用便益分析を実施できるようにすることである。

b) 構成

ガイドラインでは、影響分析を 5 つのステップに分けて、各ステップの実施方法を解説している。

図表 影響分析の 5 つステップ



Step 1 課題、リスク、ベース・シナリオの特定

1) 課題

- いかなる政策の分析も、最初のステップは、政策課題の特徴や根源を特定することである。

2) 増分効果

- 政策による影響を特定するにあたって重要なことは、課題に対する政策によって追加的に発生する影響を査定することである。

3) ベースライン・シナリオの設定

- 便益と費用を測定する際に基準となるため、ベースラインの設定を必須としている。
- ベースラインは何の対策もなされない場合を想定して算出されるが、現状維持するケースだけでなく悪化するケースもあることを考慮しなければならない。

4) リスク評価

- 健康や環境といった分野では、リスクに関連することが多いため、特にリスク評価が必要となる。
- ベースラインを設定するにあたって、リスクの影響も考慮しなければならないため、リスク評価は重要となる。

Step 2 目標設定

- 政府の介入が必要であるか、その場合どの程度必要であるか特定しなければならない。この判断に当たって、政府の介入は多くの関係者に影響を与える可能性があるため、

それぞれの関係者とのコンサルテーションを実施しなければならない。

- 目標については、その達成度が評価できるように適切で具体的なものでなければならない。

Step 3 規制・非規制の代替案の策定

- 現状案が最も効率的であることを示すために、規制を用いた場合、規制を用いない場合、いくつかを複合させた場合の代替案についても考慮しなければならない。

Step 4 便益と費用の評価

1) 重要な影響の特定

- 影響を把握する際には、以下の 3 ステップをとる。また、各ステップは対象分野の専門家とのコンサルテーションに基づいて実施されなければならない。
 - ▶ 規制、非規制の代替案によって起こり得るすべての影響を特定する。
 - ▶ これらの影響について、影響度を決定する基本的変数とどのような関係があるか特定する。
 - ▶ 基本的変数の推移を予測し、介入によって生み出される便益や費用を予測する。

2) 便益の測定

- 便益を測定するための基本的な方法として、支払意思額（Willingness to Pay : WTP）がある。競争市場で歪みがない場合には、市場価格が参考となるが、そうでない場合には考慮が必要となる。
- WTP は、消費者余剰の概念と深く関係している。規制によって、商品やサービスの価格が上昇した場合、消費者余剰は下がるが、これについては費用にも影響するので、重複して計上してしまわないように注意する必要がある。
- 環境、健康、安全・安心といった便益については、市場価格を参考とできないため、定量化・金銭化することが困難であったり時間がかかり過ぎたりする場合がある。しかし、定量化・金銭化は、意思決定において重要となるため、他の規制影響評価書を参考として定量化・金銭化に挑戦しなければならない。
- 誰が便益を享受し、誰が費用を支払うかということについて、慎重に考慮する必要がある。また、それらが相殺される場合があるということにも留意する必要がある。
- 各選択肢の便益については、ベースラインとの差分で測られる必要がある。

2) -1 便益測定の手法

- 市場価格を参考とする方法、顕示選好法、表明選考法といった便益を測定する方法を紹介している。

2) -2 主要な便益項目

- ・プログラムや政策によって生み出される便益を分野ごとに紹介している。例えば健康分野では、統計的生命価値（Value of Statistical Lives：VSL）、質調整済生存年（Quality Adjusted Life Years：QALYs）について具体的な数値を例示している。
- 2) -3 金銭化が難しい便益の扱い
- ・便益を金銭化することが難しい場合の対応を示している。便益を金銭化することは重要であるため、難しい場合でも、金銭化できない量的データをすべてリスト化し、金銭化できない理由について議論するといったことが必要であるとしている。
- 2)-4 不確実性とリスクの扱い
- ・科学的知識、技術進化、消費者や供給者の行動等によって生じる規制の成果についての不確実性やリスクへの対応を示している。不確実性やリスクの影響を把握する際には、感度分析が有効であるとしている。
- 3) 費用の測定
- ・企業等が支払う費用と政府が支払う費用とに分け、それぞれの費用の測定について紹介している。
- 4) 選定基準
- ・正味現在価値や内部収益率といった、各選択肢を評価するための基準を紹介している。
- 5) 費用効果分析
- ・便益を金銭化するための適切な方法がなかった場合には、費用効果分析を実施すべきであるとし、その方法について説明している。
- 6) ステークホルダーへの影響
- ・各関係者が規制によって利益を受けるのか不利益を被るのか、またそれはどの程度かといったことを把握しなければならないとしている。
 - ・商品やサービスの価格上昇など、関係者ごとに考慮されなければならない規制による影響を例示している。
- 7) 割引率
- ・割引率を算出するための方法を紹介している。
 - ・国家財政委員会事務局（Treasury Board of Canada Secretariat；TBS）では、割引率として10%が推奨されている。

Step 5 規制影響分析書の準備

- ・次ページのテンプレートを用いて、費用便益分析の結果を示す計算書（section A）を準備しなければならない。この際、主要なリスク変数についてモンテカルロ・シミュレーションを実施し、感度分析した結果についても記述する。
- ・また、規制の各関係者への影響の分析の結果を示す計算書（section B）についても準備しなければならない。

図表 計算書 (section A) : 費用便益分析

PART I: DETERMINISTIC CASE						
Category	Year 1	Year 2	Year 3	...	Total npv	Annualized value
A. Cost-Benefit Analysis						
Monetized						
Benefits						
Costs						
Net Benefits						
Quantified but Unmonetized						
Benefits						
Costs						
Unquantified						
Benefits Described					n/a	n/a
Costs Described					n/a	n/a
B. Cost-Effectiveness Analysis						
Benefits (quantified but unmonetized)						n/a
Costs (monetized)						n/a
Cost-Effectiveness Ratio						n/a
PART II: DEALING WITH RISK/UNCERTAINTY						
Category	Values of risk variable (range)			Type of probability distribution		
Key Parameters:						
Risk Variable 1:						
Risk Variable 2:						
Monte Carlo Simulation Results	Statistic Values of the Project Outcome					
	Expected Value:					
	Range of the Outcome:					
	Variance:					

資料) The Board of Canada Secretariat (2007) *Canadian Cost-Benefit Analysis Guide: Regulatory Proposals*

図表 計算書 (section B) : ステークホルダーへの影響分析

Category	Year 1	Year 2	Year 3	...	Total npv	Annualized
Impacts on Business						
Small Firms						
Medium-Sized Firms						
Large Firms						
Impacts on Consumers and Households						
Impacts on Governments						
Federal						
Others						
Impacts on the Environment						
Impacts by Region						
Atlantic						
Quebec						
Ontario						
Prairies						
British Columbia						

資料) The Board of Canada Secretariat (2007) *Canadian Cost-Benefit Analysis Guide: Regulatory Proposals*

(B) 政府アクションのための評価、選択、実行ツール

Assessing, Selecting, and Implementing Instruments for Government Action

2007 年

a) 目的

本ガイドラインの目的は、規制合理化のための内閣指令の実行を支援するために、政策を達成するに当たって有効な手法を選択する際の指針を示すことである。

b) 構成

ガイドラインの構成は、第 1 章と第 2 章に分かれており、それぞれ以下のような内容となっている。

- ・ 第 1 章では、政策手段の選択問題についての背景や状況を解説している。政策手段のセットを紹介し、政策手段の選択がいかにして政策のイノベーションを導き得るかに着目している。
- ・ 第 2 章では、政策手段の評価、選択、実行の適切なアプローチを促進するための分析的なフレームワークを提供している。フレームワークは、調査の概略、方法論的基礎、手段の選択の各ステップの指針を示すものであるとされている。また、省庁がそれぞれの分野における独自のバージョンを発展させるためのたたき台として、このフレームワークを利用することが期待されている。



資料) The Board of Canada Secretariat (2007) *Assessing, Selecting, and Implementing Instruments for Government Action*

(C) 効果的なコンサルテーションのためのガイドライン

Guidelines for Effective Regulatory Consultations

2007 年

a) 目的

本ガイドラインの目的は、以下の2つである。

- ・ コンサルテーションに係る規制合理化のための内閣指令の要求事項について解説すること。
- ・ 規制のライフサイクルを通して効果的なコンサルテーションを支援するためのツールを提供すること。

b) 構成

ガイドラインでは、コンサルテーションのステップを 12 段階に分けて、各ステップについてのチェックリストを示している。

各ステップ	チェック項目（抜粋）
1. コンサルテーション計画の初期段階	<ul style="list-style-type: none">・ 規制案が取り組む問題について説明しているか・ どのように規制が発展したかについて説明しているか
2. 内部調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 規制案に対するマネージャーの承認が確定しているか・ 規制案への政府の協力が確定しているか
3. 外部調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 公衆の関心度合いを特定しているか・ 一般社会がこの課題をいかに捉えるか調べているか
4. 現実的なスケジュールの策定	<ul style="list-style-type: none">・ ステークホルダーの知識、理解、専門性の水準を評価しているか・ ステークホルダーにとってどのような情報が開発収集される必要があるかを特定しているか
5. コンサルテーション計画の策定	<ul style="list-style-type: none">・ 省庁内の関連する政策センターと議論しているか・ 同様のコンサルテーションのファイル収集をしているか
6. コンサルテーション・ツールの選択	<ul style="list-style-type: none">・ 事前に同様なコンサルテーションにおいて用いられる方法について調査しているか・ 各コンサルテーション・ツールのメリットとデメリットを把握しているか
7. ステークホルダーの選択	<ul style="list-style-type: none">・ 関連するステークホルダーの範囲を特定しているか・ 参加者を選別するための基準を策定しているか
8. コンサルテーションのための予算の作成	<ul style="list-style-type: none">・ 利用可能な予算を把握しているか・ コンサルテーションが第三者によって促進されるかどうか

	か確定しているか
9.継続的な評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルテーションから期待される具体的な成果を測定しているか ・ コンサルテーションを実施するための代表的な活動について評価しているか
10.コンサルテーションのプロセスと結果についての最終的な評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期待した成果を得られたか ・ 異なるグループや個人に対してとった方法は適切だったか
11.中立で関連性の高い最新の情報の交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者について、科学的知識を含む知識の水準、専門知識の領域を把握しているか ・ 明確で分かりやすい最新情報を提供しているか
12.コンサルテーションのプロセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期待するコンサルテーションの成果を共有し、それに沿うように参加者が行動するよう促進しているか ・ 行動規範を確立しているか

資料) The Board of Canada Secretariat (2007) *Guidelines for Effective Regulatory Consultations*

例えば、ステップ 1 のチェックリストは以下のようになっている。

Checklist 1	
A clear statement of purpose at the beginning of the consultation plan should:	
Yes	N/A
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> Explain the problem the proposed regulations are addressing
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> Explain why the regulations are being developed (i.e. economic, social, or safety benefits)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> Define what the proposed regulations will do
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> Describe how the regulations will be developed (i.e. process to be followed)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> Outline the scope of the regulatory consultation process (i.e. what can and cannot be considered as part of the consultations)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> Identify the authority for the regulations
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> Be written in plain, easy-to-understand language

資料) The Board of Canada Secretariat (2007) *Guidelines for Effective Regulatory Consultations*

(D) 規制に関する国際義務と協力に関するガイドライン

Guidelines on International Regulatory Obligations and Cooperation

2007年

本ガイドラインは、規制影響分析と直接的に関わるものではないため、目的や内容に関する詳細には触れない。

a) 目的

本ガイドラインの目的は、国際的義務や国際的規制協力（International regulatory cooperation：IRC）に関して、規制合理化のための内閣指令で求められている事項について解説することで、関係者が要求事項を理解し、遵守することである。

b) 概要

ガイドラインでは、規制合理化のための内閣指令や国際的義務や国際的規制協力（International regulatory cooperation：IRC）について概説し、これらに係る規制合理化のための内閣指令の具体的要求事項について解説している。

4. 米国における規制の事前評価制度の見直し状況

米国では、オバマ大統領の就任により、規制の事前評価の制度が見直しにかけられているところである。新制度については現時点ではまだ公表されていないため、以下では検討の背景・概要についてのみ示す。

オバマ大統領就任後、2009年1月に提出された大統領令13497によって、ブッシュ政権での大統領令13258及び13422が撤回され、クリントン政権での大統領令12866が再び有効となった。大統領令12866は、アメリカの規制制定過程内に行われる評価制度の原型となった、レーガン政権の大統領令122911を継承し、「規制の質の維持・向上」に重点を置いた制度として、経済分析の重視、第三者機関の関与の強化等の改革を求めるものである。

また大統領令13497と同時に、覚書が提出された。この覚書では、行政管理予算庁（Office of Management and Budget：OMB）の長官に対して、連邦規制レビューに関する新しい大統領令についての勧告を提出するよう求めている。特に以下に関する勧告を求めている。

- ・ OMBのOIRA（Office of Information and Regulatory Affairs）と関係省庁との関係
- ・ 情報公開と透明性に向けたガイダンス
- ・ 省庁の規制制定過程への市民参加
- ・ 費用便益分析の役割
- ・ 配分における配慮、公平性、次世代への影響
- ・ 規制の評価により不当な遅れを生じさせない方法
- ・ 規制制定における行動科学の役割
- ・ 規制制定過程を通じて公共目的を達成するための最適なツール

この要求を受けて、OMB長官は、連邦規制レビューの在り方についてパブリックコメントを2009年2月26日から公募しており、現時点（2010年1月）で、183件の意見が寄せられている。

委託先：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社